平成２７年（フ）第１７号
秋田県にかほ市平沢字坂ノ下138番地
債務者　菊地　寿人
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第２８号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲5442番地２
債務者　松本　　卓
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第１２５号
佐賀市神園３丁目18番45号　神野病院
債務者　山口　哲也
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
北九州市門司区白野江１丁目８番12―102号
債務者　戸田　吉孝
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１０１号
広島県府中市高木町472番地
債務者　中村　佳江
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第９５号
神奈川県横須賀市若松町３丁目20番地16
アーバンヒルズ横須賀中央903
債務者　林田　航洋
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１００号
神奈川県逗子市久木４丁目13番17号
債務者　中村ナターシャ（旧姓細野）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１７２号
埼玉県草加市谷塚上町468番地17
債務者　山崎あかね（旧姓井下田）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１２２号
青森市堤町２丁目22番６号　朝日プラザ堤町アーバンステージ208号
債務者　大谷　惠子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
青森県上北郡横浜町字豊栄平352番地30
債務者　笹野　正美
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
神奈川県秦野市東田原51番地12―503　佐藤優子方
債務者　夫　　勇男
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２３３号
神奈川県秦野市東田原51番地12―503
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２３６号
神奈川県小田原市栢山2716番地の５　フレグランス栢山101号、前住所神奈川県小田原市中曽根326番地の１
債務者　関　　奈美
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２４０号
神奈川県平塚市万田469番地の１
債務者　石塚よしみ
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２４２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津524番地の１
債務者　山本冨美子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１２１号
佐賀市多布施２丁目11番22号　多布施コーポ202
債務者　豆田　京子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
佐賀県鳥栖市平田町3106番地65　メゾン森永105
債務者　前間和多留
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係